

EU域内の社会保障給付

山本 克也*

I Sample Story 域内での就労は、必ず社会保障給付に反映される

ポーランド出身のアニアは自国で6年間働いたあと、ドイツに渡って2年間働いていた。不運にも彼女は交通事故に遭い、歩行困難になったので障害年金を受給しようと、ポーランドとドイツに申請を行った。

当初、ドイツの年金事務所は彼女の申請を受け入れなかった。ドイツの法律では障害年金の受給のための最低加入期間は5年であるが、アニアのドイツでの就労期間は2年であるということが理由であった。ドイツの年金事務所はアニアのポーランドでの6年間の就労期間を考慮に入れていなかった。ポーランドとドイツでの就労を通算して8年間の就労となれば、ドイツの障害年金受給のための最低加入期間5年間という条件をクリア出来る。結局、アニアは障害年金をポーランドに加えてドイツからも受給できることになった。費用はポーランドとドイツが、アニアの就労期間に応じて負担することになる〔EUのwebサイト¹⁾〕。

昨今、シリア難民の流入や相次ぐテロにより多

文化共生の考え方に揺らぎが生じているEU（ヨーロッパ連合）であるが、EU加盟国は主権の一部を他の機構に譲るという、世界で他に類を見ない仕組みに基づく共同体を作成した。わが国にとっても、TPPやFTAの推進等、モノ・ヒトの交換が容易になるにつれて、諸国との各制度の統合の必要性は容易に想像できる（実際、年金に関しては各国との社会保障協定が進んでいる）。その場合には、先行する制度としてのEU統合のあり方が参考にされるであろう。

EUのweb上にはSample Storyと呼ばれる、EU市民の権利の広報活動を実施している（注1に示したのは、この連載で取り上げる社会保障関連のサイトである）。今回取り上げた事例は、自分の国と受け入れ国で就労（我が国で言うところの正規雇用者）を実施した後、（労災ではなく）障害を負ってしまった場合に障害年金はどの国から受給出来るのかということを知らしめるものである。

どうして、アニアは自国のポーランドだけではなくドイツにも障害年金の請求を行えたのか。それは、ポーランドが2004年5月1日にEUに加盟後、2007年12月21日に国境審査が完全に撤廃されるシェンゲン協定²⁾に加盟したことによる。EU市民による域内労働移動については基本条約により保証され、雇用機会及び賃金その他の労働条件に係る国籍差別³⁾は、域内移動の自由の阻害要因とし

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第4室長

¹⁾ この障害年金の受給に関する Sample Story は http://europa.eu/youreurope/citizens/work/unemployment-and-benefits/country-coverage/index_en.htmにある（2016年4月6日最終確認）。

²⁾ これは、域内国境を段階的に撤廃することの合意である「シェンゲン協定（The Schengen Agreement）」に由来する。詳しくは <http://eumag.jp/question/f0412/>を参照のこと（2015年7月30日最終確認）。

て禁止されているからである。

アニアのユーロで支給されるドイツからの障害年金額は、相当な金額になる。ドイツの障害年金の平均受給月額738ユーロ（10万円程度）は、ポーランドの通貨では3,058ズロチになる。ポーランドの最低生計費（ひとり世帯）、477ズロチ⁴⁾（約114ユーロ、約1万6千円）を考えた場合、加入期間や障害の程度による減額があっても、ドイツからの給付は相当に大きくなる可能性がある。

このようにEU各国の経済格差が大きいいため、域内の移動においても域外（途上国からの移民）からの移民と同様な問題が生じている。特に2004年と2007年に合わせて12の新規加盟国が加入してから、上述したシェンゲン協定に制限を加えようという動きがある。いわゆる、“社会保障ツーリズム”と呼ばれる現象がその原因である。社会保障ツーリズムとは、他国のより整った社会保障給付や医療などの制度を目当てとした移民の横行を指す言葉で、具体的には旧東側諸国の新規EU加盟国の市民が、イギリスやドイツといった伝統的に社会保障制度を整えてきた国々に移動する現象のことである。

社会保障ツーリズム等の問題を契機とした移民制限の動きとしては、特にイギリスのものが注目される。キャメロン首相は選挙勝利後の2015年5月18日の演説で、新たな移民関連法案に言及した。その柱は、

1. 不法滞在者に支払われた賃金を没収する権限

を警察に与える

2. 一部の外国人犯罪者にのみ適用されていた、“まず国外退去させ、弁明の機会は後で”の原則を、全ての不法滞在者に適用する

というものである。その他にも、“イギリスを不法滞在者にとってより魅力的でない場所に”というスローガンの元に、銀行に全ての不法滞在者の口座のチェックを命じる、国外退去になった外国人犯罪者にGPS発信機をつけるといった人権問題に発展しそうな法案から、外国人労働者の労働ビザの期限切れ情報を内務省から雇用主に素早く伝え、不法滞在者を雇用し続けられないようにする、就労仲介業者の海外でのみの移民募集を禁止する、新たな政府機関を設立し、住宅供給の見返りとして賃金の減額が行われている実態に対処する、といった移民の“不法受け入れ”自体を消滅させる意図をもった法案も準備されている⁵⁾。当然、こうした移民制限法案は、EU法と国内法の優劣問題を再燃させるだろう。

また、イギリスの移民問題の動向は、労働力の不足が懸念されている我が国に対して示唆を与え得る。我が国の社会保障制度は社会保険制度が主体であるが、税の投入が進んで来ているので、イギリスやドイツのように、外国人に“ただ乗り”されてしまう可能性も孕んでいる。社会保障制度の国家間統合には注意すべき問題がある。

（やまもと・かつや）

³⁾ EUの機能に関する条約第45条。なお、同条は公務について適用除外されており、公務について国籍要件を設けることは認められている。例えば<http://eu-info.jp/r/4pers1.html>を参照のこと（2015年7月30日最終確認）。このページには、後述されるEU法と各国の国内法の優劣についての言及もある。

⁴⁾ 雇用・社会政策省<https://www.mpips.gov.pl/en/social-assistance/>（2015年7月30日最終確認）。

⁵⁾ キャメロン首相の2015年5月18日の演説に関してはデイリーメールの<http://www.dailymail.co.uk/news/article-3090684/Immigration-figures-released-Cameron-promises-crackdown.html>を参照のこと（2015年7月30日最終確認）。